

応急修理の対象・対象外判断表【一部損壊修理支援もこれに準ずる】R4.3.16

修理箇所	No.	破損状況	修理方法	対象:○ 対象外:×
共通	1	破損した箇所	仕様がグレードアップする修理 (ただし、原状復旧より安く済むなら○)	×
	2	破損した部屋	居間、寝室、台所、浴室、トイレ等必要 最小限の部屋を修理する (客間や物置の修理は×)	○
屋根	1	屋根が壊れて雨漏りする	屋根を修理する (瓦から鋼板への葺き替えでも○)	○
外壁	1	ひび割れしている	目地詰めしたあと塗装する	×
	2	ひび割れから雨水が入り込み、柱や土 台等の構造部分が腐朽する恐れがある	目地詰めしたあと塗装する	○
	3	大きく剥がれたり落ちたりしている	剥がれた部分を張り直す又はふさぐ	○
	4	割れて下地材まで損傷している	下地材を修理して割れた部分をふさぐ	○
柱	1	柱が傾いている	柱を交換する	○
基礎	1	ひび割れしている又は剥がれ落ちてい る	ひび割れ又は剥がれた部分を補修する (ただし、基礎を増し打ちする場合は ○)	×
床	1	床が沈んでしまった	床の下地材(合板、根太等)の修理と一 緒に、畳や断熱材を交換する	○
	2	床が傾いている	既存の床の上に床材を張り、水平にす る	○
内壁	1	クロス(壁紙)にひびや破れがあるのみ	クロスを張り替えるのみ	×
	2	クロスや石膏ボード、土壁が剥がれた だけで、その下の間柱や筋交い等構造 上主要な部分までは破損していない	クロスや石膏ボード、土壁を張り替える のみ (ただし、その下の間柱や筋交い等構 造上主要な部分を修理するなら、その 部分に限り○)	×
	3	石膏ボードや土壁が損傷しただけだ が、落下の危険性がある	石膏ボードや土壁を張り替えるのみ	要相談
	4	風呂場のタイルが剥がれ(割れ)、入浴 時の水漏れにより土台や柱等の構造部 分が腐朽する恐れがある	タイルを補修する	要相談
内部建具	1	居間、寝室、台所、浴室、トイレ等の必 要不可欠な部屋のドアが壊れたり、敷 居が歪んだりして開閉できず、出入り できない	枠を調整する又はドアを交換する (ただし、各部屋1か所に限る)	○
	2	押入れのふすまやクローゼットのドアが 壊れたり、敷居が歪んだりして開閉 できない。	ふすまやドアを交換する又は枠を調整 する	×
	3	階段が壊れて(踏板の割れやずれ等 で)2階との昇降ができない ※階段は床に準ずると思われる	踏板を交換・調整する	○

修理箇所	No.	破損状況	修理方法	対象:○ 対象外:×
天井	1	天井の仕上材が剥がれている	天井を補修する (天井の下地材の修理でも×)	×
	2	天井の仕上材が損傷し、落下の危険性がある又は雨漏りによりふやけている	天井を補修する	要相談
衛生設備	1	浴室が全体的にずれてしまい、修理するには下地から作り直さなければならない	現状復旧への修理 または ユニットバスへの交換(現状復旧より安価の場合に限る)	○
	2	1階と2階のトイレの便器が両方壊れた	どちらか1つの便器を修理する	○
	3	洗浄機能(ウォシュレット)付の便器が壊れた	便器を交換する (ただし、洗浄機能部分は対象外)	○
	4	流し台や流し台と一体型のIHクッキングヒーターが壊れた	流し台を交換する (IHクッキングヒーターのみの交換は×)	○
	5	エコ給湯器が壊れて入浴や炊事ができない	エコ給湯器を交換する (配管、貯湯タンク、室外機を含む)	○
その他	1	1棟で親子二世帯の住宅で風呂、台所、トイレも2つずつあり生活の場は独立しているが、親世帯部分より子世帯部分の被害が大きい	親世帯分の応急修理代の一部を、子世帯分の応急修理代に充てる (それぞれの世帯分しか認められない)	×
	2	1棟で親子二世帯の住宅だが、風呂、台所、トイレは共用している。風呂の脱衣場や子の部屋に被害を受けた	親世帯分で脱衣場の、子世帯分で子の部屋部分の修理を申し込みたい (風呂や台所を共用しており、生活の場が独立しているとは言えないため)	×
	3	大工の経験があり修理は自分ではできるが、材料代が工面できない(材料を買う資力が無い)	材料代に応急修理を利用する (応急修理制度の趣旨が、修理を供与するものであり、被災者自ら修理を行うものは対象外)	×